

表5 国の行政機関が扱う手続(各府省等共通手続)

手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	年間申請 等件数 a	オンライン化状況			オンライン 申請等件数 b	オンライン 利用率 b/a×100	備考
			条	項	号	附則			オンライン化 実施年度	平成19年度 にオンライン 化する手続	今後オンライ ン化する手 続			
行政文書の開示請求	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	4	1			「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	49	16			2	4.082	
開示の実施の申出	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	14 14	2 4			「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第38号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	28	16			0	0	
開示実施手数料の減額又は免除の申請	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令	14	2			「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	0	16			0	0	
手続数合計	3							77				2		